

## 大阪大学産業科学研究所メンター制度の実施に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、国立大学法人大阪大学産業科学研究所メンター制度（以下、「産研メンター制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「メンター」とは、新任又は若手の助教若しくは研究員（以下、「若手教員」という。）に、助言、相談等を行う教員又はそれと同等の者をいう。
- (2) 「メンティ」とは、若手教員で、前号に規定する教員等から助言、相談等を受ける者をいう。
- (3) 「メンター制度」とは、メンティがメンターから知識、情報、助言、気づき等を得ることによって、メンティの自発的・自律的な目標達成、課題解決、キャリア形成、社会的心理的な自己の成長等を促す制度をいう。

### (産研メンター制度の実施目的)

第3条 産研メンター制度は、産業科学研究所（以下、「産研」という。）に籍を置く若手教員が、教員等から様々な知識、情報、助言等を受けることにより、将来PI (Principal Investigator; 研究責任者)として研究活動を行い、すぐれた業績を上げるために必要とされる高度な専門的能力、卓越した研究力を培うための支援を行うことを目的とする。

### (対象者等)

第4条 産研メンター制度は、原則として以下の者を対象者等として実施する。

#### (1) メンティ

産研に籍を置く若手教員(いずれも常勤で特任を含む。)のうち、制度適用を希望する者。

なお、非常勤の若手教員又は博士後期課程に在籍する本学大学院生からの強い希望がある場合には、キャリア支援推進委員会（以下、「委員会」という。）において審議の上、対象者とすることがある。

#### (2) メンター

産研に籍を置く教授及び准教授としての研究歴が5年を超える者（いずれも常勤で特任を含む。）、所外の研究機関等（学内を含む。）に籍を置く者、又はかつて産研に在籍した教員等のうちから、委員会がメンティの希望に沿って選出し承認した者（メンティ1名につき1名ないし2名）

### (メンター業務)

第5条 メンターは、メンティの希望に基づき、主に以下の事項に関する助言・支援等を行う。

- (1) 将来のキャリア形成等に係る事項
- (2) 研究、論文、教育活動上の事項（個別の研究案件等、学術的議論を除く。）
- (3) その他キャリア形成に関して必要な事項

### (メンタリング期間)

第6条 産研に着任したメンタリング希望者については着任後早期に、その他のメンタリング希望者については希望に応じてその都度開始することとし、いずれも原則として開始から2年間

程度実施するものとする。

(メンタリング実施方法等)

第7条 メンタリングは1月又は2月に1回(1時間程度)、メンティとメンターの間で最適な方法を用いる。

(メンターの決定方法等)

第8条 委員会は、以下のとおりメンターを決定する。

(1) 委員会は適宜メンター希望者を公募し、メンター希望者の目標達成・課題解決に資する知識、経験等を考慮し、メンター候補者として適任か否かについて判断し、決定する。

(2) 前号に加え、委員会が前号に定める基準を満たすと判断した者をメンター候補者として推薦し、決定することができるものとする。

(3) 委員会は、前号までで決定したメンター候補者から、メンティの希望に沿った最適な者をメンターとして選出し、決定する。

(メンターの変更等)

第9条 メンティ又はメンターがメンタリングの継続が困難であると判断した場合、委員会がその後の継続等について検討するものとする。

2 メンティが異なるメンターによるメンタリングの継続等を希望する場合で、委員会がやむを得ないものと判断するときには、メンティの希望等に配慮しつつ、新たなメンターの配置を検討するものとする。

3 メンティの希望がメンタリング以外の支援に及んだ場合、委員会は可能な範囲内でメンティの希望を勘案した調整を行うものとする。

(メンタリング実施時の費用及び報酬)

第10条 メンタリング実施時の費用は、必要に応じて産研の予算から充当するものとする。

2 所外の者(海外機関に所属等する者を含む。)をメンターとする場合には、大阪大学の謝金規則に従い報酬を支払うものとする。

(メンター業務の業績評価)

第11条 所内のメンターにかかる業務の業績への反映は、業績評価委員会で決定することとする。

(実施体制)

第12条 産研メンター制度は委員会が担当(制度に関する相談窓口を含む。)し、産研事務部総務課及び戦略室がその支援をする。

(守秘義務)

第13条 メンティ及びメンターは、メンタリング等を通じて知り得た情報を漏洩してはならないものとする。

2 秘密保持については、大阪大学のプライバシーポリシーに従うものとする。

(雑則)

第14条 この内規に定める事項の他、産研メンター制度に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この内規は、令和5年4月20日から施行する。